

令和2年3月12日

障害福祉施設（事業所）
処遇改善加算ご担当者 各位

茨城県保健福祉部障害福祉課
自立支援グループ

令和2年度 障害福祉サービス等処遇改善計画書・報告書の提出について

令和2年度処遇改善加算等を算定しようとする事業者様は、令和2年度の障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出が必要です。

障害福祉サービス等処遇改善計画書並びに報告書は最新の様式で提出ください。

（介護保険と障害福祉サービスは提出先・提出書類が異なりますのでご注意ください。）

◇従来の計画書からの主な変更点・注意点

- ・「福祉・介護職員処遇改善計画書」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書」の様式が統合されました。（実績報告書を含む）
- ・根拠資料の提出は、保管の有無をチェックリストで確認することで原則不要です。
（ただし、都道府県等からの求めがあった場合には速やかに提出すること。）
- ・複数の事業所を一括して申請する際の指定権者別・都道府県一覧表は不要です。
（新様式：別紙様式2-2, 2-3をご提出ください）
- ・「賃金改善の見込額」の比較対象となる年度は「初めて加算を取得する（した）前年度」ではなく「（申請の）前年度」となりました。
- ・特定加算の平均賃金改善額について、計算方法が変更されました。
（エクセルシート「はじめに」をご参照ください。）

◇提出方法：「継続・新規・変更」すべての提出方法は郵送になります。

- ・「現行加算」：「福祉・介護職員処遇改善加算」をいう
- ・「特定加算」：「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」をいう

加算の算定状況	提出方法	計画書の受付期限
平成31年度（令和元年度）から引続き同内容の加算算定（現行加算・特定加算）	郵送	令和2年4月15日 （消印有効）
令和2年4月から新規加算算定予定（現行加算・特定加算）	郵送	令和2年4月15日 （消印有効）
令和2年5月から新規加算算定予定（現行加算・特定加算）	郵送	令和2年4月15日 （消印有効）
令和2年6月から新規加算算定予定（現行加算・特定加算）	郵送	令和2年4月末日 （消印有効）
令和2年6月以降新規加算算定予定（現行加算・特定加算）	郵送	算定開始月の前々月末日まで （必着）
令和2年5月以降 「現行加算キャリアパス区分の変更」 「特定加算区分の変更」をされる場合	郵送	算定開始日の 前月15日（消印有効）まで

*平成31年度（令和元年度）障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出は、令和2年7月末日締切予定です。